

# 令和8年度 上山市立宮川小学校 いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる，どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ，児童の尊厳を保持することを目的に，教育委員会，学校，地域住民，家庭，その他の機関及び関係者との連携のもと，いじめ問題の克服に向け，未然防止，早期発見，早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

## 2 いじめ防止のための取り組み

### (1) 教職員による指導について

- ・いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，校内研修や職員会議で周知を図り，平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・児童に対して，全校集会や学級活動などで校長や教職員が，日常的にいじめ問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ・常日頃から，児童と教職員が，「いじめとは何か」について認識を共有する手段を講ずる。(校内掲示，学校だより等)
- ・一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進め，授業についていけない焦りや劣等感などが，児童にとっての過度のストレスにならないようにする。
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導のあり方に細心の注意を払う。

### (2) 児童に培う力とその取り組み

#### ①児童に培う力

- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度
- ・円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力
- ・ストレスに対応できる力(ストレスマネジメント)
- ・自己有用感，自己肯定感

#### ②その取り組み

- ・道徳教育，人権教育の充実
- ・読書活動，体験活動などの推進
- ・一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくり
- ・学級経営の充実
- ・自分の役割をきちんと果たすことで，他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会(いのちの教育，キャリア教育等の推進)
- ・目標や目的を明確にし，主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるような機会(各教科・総合的な学習の時間・特別活動等)
- ・社会参画活動の推進(地域学習・地域ボランティア活動等)

### (3) いじめ防止のための組織と具体的な取り組み

- ・いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，以下の関係者からなる，いじめ防止等の対策のための組織「教育支援委員会」を置く。

◇校内職員：校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，教育相談担当，養護教諭

◇校外関係者：学校運営協議会代表，学校医，市福祉課担当者，地区民生委員代表，上山警察署生活安全課少年補導専門官

・具体的な取り組み

- ①基本方針に基づく取り組みの実施，取り組み計画の作成・校内研修，情報提供の機会設定，児童に培うべき力育成のための具体的機会の設定
- ②いじめの相談・通報の窓口
- ③いじめ，問題行動等に係る情報収集と記録，共有
- ④情報があった場合には緊急会議を開き，
  - ・迅速な情報共有
  - ・関係児童への事実関係聴取
  - ・指導や支援体制・対応の方針決定
  - ・保護者との連携等の対応等を組織的に行う。

(4) 児童の主体的な取り組み

- ・児童会による「いじめは許さない宣言」や相談ポストの設置など，児童自らがいじめ問題について主体的に考え，いじめ防止を訴えるような取り組みを教育活動として展開する。
- ・教職員は，陰で支える存在に徹し，教職員主導で「やらされている活動」になったり，一部の役員児童のみが中心となって推進していくような活動になつたりしないよう留意する。

(5) 家庭・地域との連携

- ・学校だよりや学級だより等を通して「宮川小学校いじめ防止基本方針」について理解を得る。
- ・地域や家庭に，いじめ問題の重要性の認識を広めながら連携・協力を図っていく。
- ・ネットいじめを含めたいじめ問題について協議する機会を設け，地域と連携した対策を推進する。

### 3 早期発見のあり方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ・いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し，日ごろの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め，児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く・広く保つとともに，教職員相互が積極的に児童の情報交換，情報共有を行い，いじめを積極的に認知するように努める。（週1回の「子どもを語る会」を中心に）また，Q-Uを有効に活用する。
- ・定期的な無記名アンケート調査により，短期におけるいじめの全体像を把握しながら，定期的な教育相談・日常の観察による声かけを実施することにより，個別の状況把握に努める。また，児童が日ごろからいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係構築に努める。
- ・休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり，個人ノートや生活ノート等，教職員と児童の間で日常的に行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり，個人面談等の機会を活用する。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ・児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか，定期的に体制を点検し，抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・相談室の利用，電話相談窓口について広く周知する。
- ・相談等で得た児童の個人情報，対外的な取り扱いの方針を明確にし，適切に扱う。
- ・児童に対して，多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。
- ・児童の相談に対して，悩みを過小評価したり真摯に対応しなかったりすることは絶対にしない。

### (3) 地域や家庭との連携について

- ・より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

### (1) 素早い事実確認・報告・相談

- ・発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく教育委員会・上山警察署等と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに上山警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (2) 発見・通報を受けての組織的対応

- ・発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめ防止等の対策のための組織」に報告し、組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応にあたる。

### (3) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、速やかに事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方があってはならず、「あなたが悪いのではない」ということをはっきり伝える等、自尊心を低めないように配慮する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じ、いじめた児童を別室で指導する等、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

### (4) 加害児童及びその保護者への対応

- ・教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問う

のではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を行うことに重点を置く。

- ・いじめられたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部の専門家の協力を得て、組織的に対応していじめを止めさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に配慮して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、警察との連携による措置も含めた対応も考慮する。
- ・教育上必要があるときは、学校教育法の規定に基づき、児童への適切な懲戒を加えることも検討する。ただし、懲戒を加える際には、主観的な感情にまかせて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて、出席停止の措置について上山市教育委員会と協議する。

#### (5) 集団へはたらきかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。
- ・いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

#### (6) ネットいじめへの対応等

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに上山警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・早期発見の観点から、学校の設置者と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局または地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知を図る。

### 5 教育的諸課題などから特に配慮が必要な児童生徒について

- 以下に示す、特に配慮が必要な児童については、日常的に、該当児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との関連、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障がいを含む、障がいある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
- ・被災児童 等

## 6 重大事態への対処

### (1) 調査組織の設置と調査の実施

- ・いじめにより、当該児童の「生命、心身または財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、また、いじめにより、当該児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、以下の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明らかにするための調査を行う。

#### 〈重大事案と想定されるケース〉

- △児童が自殺を図った場合
- △身体に重大な障害を負った場合
- △金品等に重大な被害を被った場合
- △不登校になった場合
- △精神性疾患を発症した場合 等

#### 〈組織の構成〉

- 校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。具体的な調査組織の構成員については、上山市教育委員会の指示を仰ぐ。
- 弁護士 ○精神科医 ○学識経験者 ○心理や福祉の専門家等
- 当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や利害関係を有しない第三者

### (2) 校内の連絡・報告体制

- ・別紙「学校緊急対応体制」参照

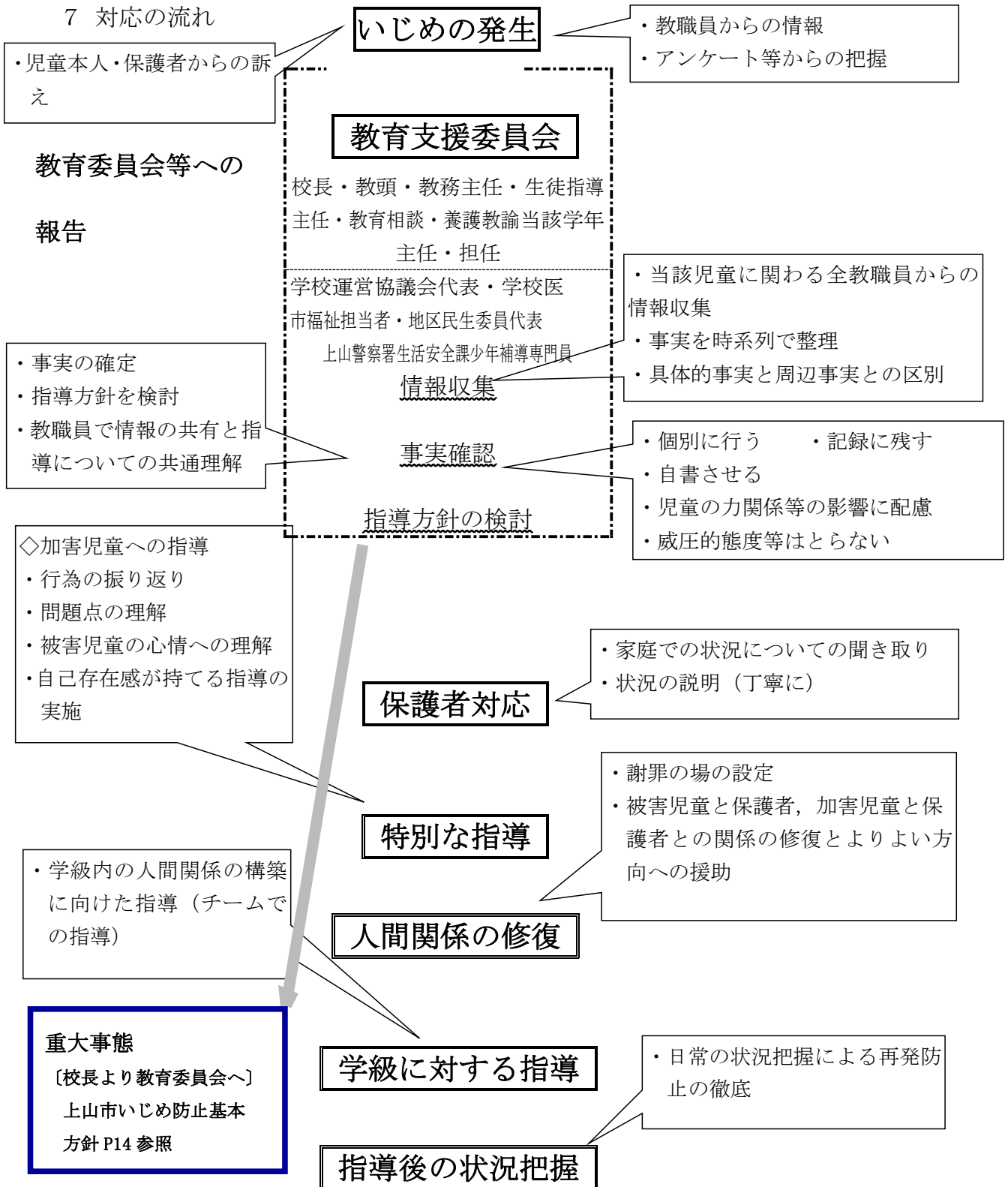
### (3) 重大事態の報告

- ・当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要情報等については、迅速に上山市教育委員会を通じて市長へ報告する。

### (4) 外部機関との連携

- ・必要に応じ、上山市教育委員会、上山警察署、児童相談所、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

## 7 対応の流れ



### <いじめの解消>

いじめの解消は、少なくとも、次の①と②の要件を満たすこととする。

①いじめに関する行為がやんでいること（行為がやんでいる期間が3ヶ月以上）

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者に面談などで確認）

以上①②を毎月末に全職員でチェックし、継続的にいじめの解消に努める。